

平成21年度 社団法人 日本加工食品卸協会役員名簿

(平成21年7月7日現在)

(敬称略)

役員	氏名	社名・所属	役職	備考
会長(非常勤)	國分 勘兵衛	国分株式会社	代表取締役会長兼社長	
副会長(非常勤)	後藤 雅治	株式会社菱食	代表取締役会長	
副会長(非常勤)	吉野 芳夫	株式会社日本アクセス	代表取締役会長	
副会長(非常勤)	濱口 泰三	伊藤忠食品株式会社	代表取締役社長	
専務理事(常勤)	奥山 則康	(社)日本加工食品卸協会		
理事(非常勤)	山本 佳宏	日本アクセス北海道株式会社	代表取締役会長	
理事(非常勤)	村山 圭一	株式会社スハラ食品	代表取締役社長	
理事(非常勤)	堀内 琢夫	丸大堀内株式会社	代表取締役社長	
理事(非常勤)	津久浦 慶之	コンタツ株式会社	代表取締役会長兼社長	
理事(非常勤)	水足 眞一	三井食品株式会社	代表取締役社長	
理事(非常勤)	三枝 皓祐	株式会社サンヨー堂	代表取締役社長	
理事(非常勤)	上田 弘	ユアサ・フナシヨク株式会社	代表取締役会長	
理事(非常勤)	磯野 謙次	明治屋商事株式会社	代表取締役会長	
理事(非常勤)	松川 隆志	日本酒類販売株式会社	代表取締役社長	
理事(非常勤)	鈴木 重一	株式会社梅澤	代表取締役社長	
理事(非常勤)	永津 邦彦	株式会社トーカン	取締役会長	
理事(非常勤)	荒木 章	カナカン株式会社	代表取締役社長	
理事(非常勤)	加藤 武雄	加藤産業株式会社	代表取締役会長	
理事(非常勤)	中村 成朗	中村角株式会社	代表取締役社長	
理事(非常勤)	竹内 克之	旭食品株式会社	代表取締役会長	
理事(非常勤)	本村 道生	コゲツ産業株式会社	代表取締役社長	
理事(非常勤)	柳川 信	ヤマエ久野株式会社	取締役会長	
理事(非常勤)	中嶋 隆夫	学識経験者		
理事(非常勤)	佐藤 孝治	学識経験者		
理事(非常勤)	足立 誠	学識経験者		
理事(非常勤)	成田 健	学識経験者		
監事(非常勤)	萩原 弥重	株式会社ヤグチ	代表取締役会長	
監事(非常勤)	濱口 吉右衛門	廣屋国分株式会社	代表取締役副会長	
監事(非常勤)	横山 敬一	味の素株式会社	取締役専務執行役員	

定 時 総 会 開 催

平成20年度事業活動総括と平成21年度事業計画等を審議

—本部—

5月29日（金）東京大手町 レベル21 東京會館に於いて14時より定時総会が開催された。主な審議内容は、平成20年度事業活動報告や平成21年度事業計画及び一部役員改選等であった。今年の総会からやや趣を変え、総会終了後、業界のトップコミュニケーションの場として懇親会を行う事とした。

以下に議事録を掲載する。

議 案	第1号議案	平成20年度事業報告に関する件
	第2号議案	平成20年度収支決算報告に関する件
	第3号議案	会員の動向に関する件
	第4号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件
	第5号議案	平成21年度事業計画案に関する件
	第6号議案	平成21年度収支予算案に関する件
	第7号議案	一部役員改選に関する件
	第8号議案	その他

出欠状況	会員総数 150社中	出席会員 46社	委任状出席 88社	合計 134社
	出席賛助会員 91名	事業所会員 4名		
来賓出席	農林水産省 総合食料局流通課	課長 吉井 巧 殿		
		係長 大熊 光輝 殿		

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

来賓の紹介後、冒頭國分勘兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

会長の國分でございます。

本日はご多用の中、またご遠方からもかくも多数のご参集をいただきまして誠に有り難うございます。

また、今回の定時総会から運営のあり方につきまして、いささか趣をかえるご案内をさせていただきましたところ、快くご協力いただき厚く感謝申し上げますところでございます。

また、本日多数お出ましいただいております賛助会員の皆様方には、平素、全国各地で日食協活動に大変お世話になっております事を重ねて厚く御礼申し上げます。

そして、公務ご多用の中、農林水産省総合食料局流通課から吉井課長様はじめ幹部の方にご来臨を賜り、平素のご指導と合わせまして厚く御礼申し上げます。



定時総会 國分会長 開会ご挨拶

さて、昨今の状況でございますが、経済危機対策ということで超大型の景気浮揚策が相次いで打ち出されておりますが、景気を本格的な軌道に乗せていくためには、少子高齢化社会を迎える日本経済社会においては、新たな産業政策や産業全体の生産性改革などが強く求められるのではないかと考えております。

そうした中で我々食品流通業界は、他産業に比較し堅調さを維持し食品産業の底力をみせていると考えておりますが、そんな中でも変化は確実に進行し、内食回帰による購買品目の変化、PBの拡大伸長、低価格志向等が進んでおります、中長期的には、食品産業の構造としては世界インフレ、国内デフレという構造は変わらなく継続し、その構造の中でしお寄せは常に中間流通に起こりやすく、我々にとっては厳しい経営環境が継続していくものと思われま

すが、いたがいましてこの構造を少しでも緩和し、業界として発展、成長していくためには、本日もご参集のメーカー様と協力して、業界の体質でもあります過剰供給傾向を改め、量から質への転換を加速させていく必要があると考えております。

また、我々卸は、環境変化に対応して進化し、存在価値を高める努力をいたしていると自負いたしておりますが、混迷する市場の中で、今後ともメーカー様とはお互いの機能、役割を確認し、運命共同体として前進してまいりたいと考えております。

本日は、平成20年度の事業報告をおこなうとともに、21年度の計画等につきましてもお諮りしたいと考えておりますが、特に、ご出席の、賛助会員のメーカー様にお願いしたいのは、今日的食品流通の課題に対しまして、私ども協会が発信いたします提言につきましてもお聞き及びいただき、課題克服にご尽力いただければ幸いです。

今期も4月から新年度の活動に入っておりますが、我々は早々に食のライフラインを担当する社会機能維持者として、新型インフルエンザ発生への対応を求められております。事業継続計画の策定促進等を業界としてお願いしている矢先のことでありますが、人命安全、食料品の供給という2つの側面から製・配・販が協力して対処していく必要があると考えております。

このように業界として対応する課題が山



定時総会 会場

積ではございますが、今年度も日食協の使命である食品卸売業の構造改善、流通構造の変革に伴う見識の研鑽を重ねて参りますので皆様方のご意見を多数お寄せいただければ幸いです。

甚だ簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。

次いで来賓を代表して農水省総合食料局の吉井課長が次の如く、ご挨拶された。



定時総会でご挨拶される農林水産省
吉井 巧課長

御参集の理事の皆様方におかれましては、日頃から農林水産行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、加工食品を中心とする食品の安定供給を通じて、国民生活の安定に重要な役割を果たしていただいているところであり、皆様方の御尽力に対し、深く敬意を表する次第であります。

我が国の経済は、昨今の米国発の世界的な経済不況に直面しており、多くの商品やサービスの消費が落ち込む中で、食品卸売業を営む皆様方におかれましても、厳しい経営が続いていると思っておりますが、将来にわたって安

全・安心な食料を国民の皆様にあ定的に供給する事が、我々行政や皆様方食品卸売業の使命であると考えております。

現在、農林水産省では新しい農政を展開していくため、食料・農業・農村基本計画の見直しに取り組んでいるところですが、食料自給率の向上をはじめ、将来の重要施策の基本的な方向について検討しているところです。食品流通については、引き続き一層の効率化を進めるとともに、少子高齢化等の構造変化にも対応しつつ、国民の食の安全性に対する意識の高まりや環境意識の高まりに適切に対応することが重要となっております。

今後の食品流通の効率化と高度化のためには、皆様方の御理解と御協力が極めて重要であります。皆様方が、加工食品の流通に関するその高い専門性を活かされ、食品流通の効率化や供給機能の強化に、引き続き御尽力いただきますことを期待しております。

農林水産省では、今般の新型インフルエンザの発生に対して、国民に対してあ定的に加工食品を供給する体制を維持する観点から、皆様方には、かねてから感染防止や事業継続のための措置の検討をお願いしてきたところであります。

会員の皆様方におかれましては、事業継続計画の策定など、体制整備が進められていると承知しておりますが、引き続き積極的な取り組みをお願いいたします。

最後になりますが、國分会長のご指導の下、貴協会の益々のご発展とご参集の皆様方の御健勝を祈念申し上げ、私の挨拶といたします。

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に定款20条により会長を議長に満場一致で選出した。

議長は出席会員の中から、議事録署名人として、株式会社サンヨー堂営業本部商品部取締役

部長 小林 由朗と、株式会社日本アクセス専務取締役経営企画本部長 成田 祐一を指名、了承を得て議事に入った。

第1号議案 平成20年度事業報告に関する件

第2号議案 平成20年度収支決算報告に関する件

議長より、事務局に対し、この両案は関連があるので続けて説明報告するよう指示があり専務理事より、手元に配布された資料の確認をした後、概況並びに事業活動のポイントについて次の内容を報告した。

- ① 本部事業活動として各種委員会の開催報告・・・政策委員会・食品取引改善協議会。
- ② ワーキンググループ活動として、公正取引問題対応W・G、環境問題対応W・G、EDI W・G。
- ③ 主要研究会活動として、情報システム研究会、物流問題研究会。
- ④ 支部活動の報告として、関東支部流通業務委員会の活動を報告。
- ⑤ 事務局活動として、関係省庁・諸団体との交流について。
- ⑥ 平成20年度収支決算状況（収入合計54,743,277円及びその内訳・予算比、支出合計51,446,007円及びその内訳・予算比、次期繰越収支差額27,844,991円、その内訳を収支計算書、貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録表に則り報告）。

同時に4月14日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。

議長はここで監事に監査報告を求め、味の素株式会社の横山監事から「去る4月14日に監事3名（濱口吉右衛門監事、萩原弥重監事）にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告がなされた。

議長はここで、両議案の質疑を求め、無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

続いて、議長は第3号議案の説明を事務局に求めた。

第3号議案 会員の動向に関する件

事務局は、資料を基に平成20年4月～平成21年3月までの一年間における会員動向について報告し更に平成21年度4月以降本日までの入退会者の動向についてリストに基づき、報告を行い、承認された。

第4号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長より今年度の会費の額及び徴収方法について、事務局から説明するように指示があり、額に関しては本年度は三年に一度の売上高の自主申告の年で、それに基づき会費区分を見直す年であること、並びに賦課徴収については

- ① 年額一括
- ② 銀行振込み

- ③ 振込手数料は会員各位負担
- ④ 納付期限 平成21年6月30日(火)

であることを専務理事が説明し、出席者の拍手を持って承認された。

第5号議案 平成21年度事業計画案に関する件

第6号議案 平成21年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

はじめに第5号議案の平成21年度事業計画案について、中嶋政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業及び実施計画案についての説明がなされた。

平成21年度の主要な事業計画案につきましてご説明申し上げます。

食品流通をめぐる経営環境は、世界経済の構造的な大転換期を迎えて、消費者の生活防衛意識が一段と高まり、市場からの値下げ要求圧力が強まる厳しい状況にあります。こうした環境激変の中ではありますが、我々食品卸業界は、流通の秩序を遵守し、コストに見合った適正価格による円滑な食品流通を維持し、食の信頼確保・向上に寄与して社会的機能を果たして行くことがより重要と考えております。

政策委員会としては、引き続き「食品取引改善協議会」の組織活動を通して流通構造の変化に対応した「新取引制度」のあり方を研究し、現状食品流通が抱えている「建値制度の今日的課題」「センターフィ問題」「流通コストの低減策」「PB拡大化の対応」等にそれぞれ具体的な提言ができるようメーカーの皆様方と課題を共有して議論し、制度的確立を目指して取り組みたいと考えています。ともすれば大手組織小売業との取り組みを優先するムキのあるメーカー様もありますが、あらためまして再度、食品流通に全体最適な卸機能を十分ご認識いただきご協力をお願いしてまいります。



定時総会 会場

また食品ロスの削減検討及び公正取引の調査研究として、3年毎に全国的規模で行ってきた「返品実態調査」を本年実施します。環境関連では、昨年設置した「環境数値算定標準化協議会」を中心に環境数値算定の業界ルールと標準化を取り決め、「新環境自主行動計画」の実効性向上に努めます。

食の安心・安全に関しましては、前年度策定した「加工食品卸売業の信頼性向上自主行動計

画～5つの基本原則～」の普及啓発に取り組みます。

公益法人の制度改革に対応した日食協の法人格の移行については、収益事業をしていない幣協会の事業内容から、「公益」という称号の確保に最大のウエイトをおいて移行準備を進めます。

以上でございますが、いずれにいたしましてもこれらの活動につきましては食品卸業界の強い団結力と取引基本姿勢の確立が前提になりますので、ここにご出席の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げまして報告とさせていただきます。

第6号議案 平成21年度収支予算案に関する件

事務局より、平成21年1月27日(火)開催の理事会議決事項である「平成21年暫定予算」を内包する平成21年度の収支予算案を資料に基き説明した。(前期繰越収支差額25,047,721円、当期収入合計54,589,000円、当期支出合計58,236,500円、次期繰越収支差額22,538,991円、それぞれの内訳概要を対前年予算比にて説明。)

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第7号議案 一部役員の変更に関する件

議長より、今年度は役員の変更時期ではないが、会社人事の都合により一部の方から役員交代の申し出があった事を説明し、事務局より詳細を報告するよう要請する。

それを受け事務局より申し出順に報告がなされた。

	[退任]	[新任]
学識経験者	大野 志郎 理事	足立 誠 氏
カナカン(株)	桑島 敏彰 理事	荒木 章 氏

報告を受け議長より、理事二名の交代の事務局案の承認を求め、拍手を以って異議なく承認された。

併せて承認をいただいた二人に就任の承諾を議長が確認したところ両者から了承の返答を得た。従って本年度は、会長・副会長の4名に、本日承認を戴いた新任2名を加えた22名の理事及び監事3名の合計29名の役員による運営体制になる事を説明し、会員各位の尚一層の協力をお願いした。

第8号議案 その他

議長より出席者各位から何か問題提起が無いか確認したが何もなかったもので、今後も引き続き会員各位の協力の要請と、本日の長時間審議についての御礼が述べられ、更に、初めての試みとして企画したこのあとの懇親会を、有意義なトップコミュニケーションの場にしていただくようお願いし16時05分開会となった。



懇親会会場

以上

理事会開催

5月29日（金）東京大手町 レベル21 東京會館に於いて14時より当日開催される、定時総会に先立ち理事会が開催された。主な案件は、定時総会の提出議案の最終確認と各支部総会や研修会についての予定や内容の紹介、また本部活動への要望などについて各支部長よりご意見をいただいた。以下に議事録を掲載する。

議案	第1号議案	定時総会提出議案の確認の件
	第2号議案	理事会運営体制の件
	第3号議案	その他

開会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

冒頭 國分勘兵衛会長より次の如く挨拶があった。

「前回（4月23日）に引き続き、ご多忙の中、ご遠方からもご参集頂き誠に有難うございます。今回は総会直前の理事会でございますので、ご挨拶は後ほどにさせて頂く事と致しまして、早速議事に入りたいと思います。最初に、事務局より出欠状況について報告させます。」

事務局はここで本日の出欠状況を以下の如く報告する。

理事総数 26名中 24名（代理を含む）出席
監事総数 3名中 3名出席。

ここで本日の会の成立と共に定款27条により会長が議長に就くことを告げた。

議長は出席者の中から、議事録署名人として、津久浦慶之理事と松川隆志理事を指名し、了承を得た上で議事に入った。

第1号議案 定時総会提出議案の確認の件

議長より事務局に第1号議案の説明の指示があり、これを受け専務理事は、手元に配布された資料を確認した後、前回説明した部分は省略し、その後の動向を含めて報告した。

- ① 4月以降の入・退会動向について。
4月以降の動向として、添付資料に基づき、統廃合等による事業所会員の増減が有ったことを報告する。
- ② 昨年来 環境数値算定標準化協議会は、環境数値の共同システム開発を検討してきたが、現段階では環境数値算定のシステムツールは各企業の選択に委ねることにして、共同システムの開発・研究は中断、今後は環境問題対応W・Gと連動し、ますます厳しくなる環境行政に対する業界としての対応方針の検討を主体に活動を行うと報告する。

議長は事務局から報告を受けた件について、理事会の意向を確認し全員の了解を得た。

第2号議案 理事会運営体制の件

前回の理事会にて承認された二人が、新理事に就任されることになる事を告げ、ここで前回不在であったカナカン株式会社の荒木 章さんに挨拶を要請。

荒木新理事候補が挨拶。

更に議長は、新任学識経験者理事候補の足立 誠さんを紹介。

足立新理事候補立札。

本日の総会にて、新理事候補の二人の承認が得られたなら、本年は会長の私と、3名の副会長及び22名の理事、そして、3名の監事による29名の運営体制となることを説明し、全員の協力をお願いする。

第3号議案 その他

第3号議案としては提起事項が無い様なので各支部から支部総会の日程や研修企画等の案内、また、政策委員会に対する要望などがあれば発表するよう議長が促し、九州支部が欠席の為、四国支部より順次指名をしていった。

各支部長より今後の総会の日程やセミナーの内容等がそれぞれ発表されたが、その中で協会としての継続課題として

- ① 小売業における過度の納入期限設定の問題に関しては、加工食品の特性に応じた納品期限の見直しに向けて引き続き小売業界と話し合う。
- ② メーカーに対して賞味期限を、可能な範囲で延長するとともに、小売業の納入期限に対応できる賞味期限の製品出荷を促すよう働きかけを続ける。
- ③ 消費税引き上げに関しては、食品分野の特別対応（非課税・据置等）を、今後も行政に対して働きかけていく。



理事会 会場

これらに加えて新たな課題として

- ① 新商品情報の提供を、小売業と同時に卸にも提供してもらえるよう賛助会員に働きかけをする。
- ② 新商品の「画像データ」及び「品質情報」の充実を優先的に取り組む。
- ③ 地域における物流の適正化に向け、共同物流の可能性について検討する。
- ④ 統合・合併等により地域におけるワーキング・グループの活動が困難なため、本部との合同による共同活動の検討。

全支部の発表終了後、國分会長は各支部よりいろいろな提言があったので、政策委員会を中心に検討するよう事務局に指示された。

最後に國分会長は、副会長ほか出席者全員に他に意見が有るか確認をしたが、何も無かったため、14時45分に理事会の終了を告げた。

更に会長より総会終了後、初めての試みとして懇親会を実施するが、賛助会員との有意義な意見交換の場にするよう指示があった。

支部総会開催

厳しい状況を同じ視点で考える事が重要

—東北支部—

6月3日(水)出席予定者が全員早めにお揃いになったので定刻より早い11時20分よりホテル仙台プラザにおいて東北支部の総会が開催された。事務局で副支部長店の東北国分(株)の網倉正巳氏の司会進行で、本日の日程と定足数の確認があった後、支部長の堀内琢夫氏(丸大堀内(株))が開会の挨拶を次のように述べた。「地域の責任者の方々にお集まり頂き、厳しい状況を同じ視点で考えることが重要である。」と述べ、日食協活動の重要性や前期の活動内容を踏まえた今期の活動予定について説明された。



東北支部総会 堀内支部長 開会ご挨拶

この後、支部長が議長席について、審議に入った。

- ① 第1号議案 平成20年度事業報告及び決算報告を事務局が行い、ついで会計監事の阿部吉伸氏(明治屋商事(株))が監査報告を行い、拍手で承認された。
- ② 第2号議案 平成21年度事業計画及び予算について事務局が説明し、これも拍手で承認された。
- ③ 第3号議案 その他として、昨年に引き続き今秋に予定される経営実務研修会の講師の選定や工場見学の候補地等について検討された。

ついで奥山専務理事から、日食協の活動報告として本部総会の内容を報告した。これで支部総会は終了し、この後各会員から食品卸の地域における現状の課題や本部に対する要望事項などの意見が交換された。

昼食後、賛助会員の参加を得て、賛助会員連絡会が開催された。

司会は、引き続き、網倉正巳氏（東北国分(株)）が担当し、最初に、東北支部長の堀内琢夫氏（丸大堀内(株)）が開会の挨拶を述べ、ついで賛助会員を代表して泉 邦彦氏（味の素ゼネラルフーズ(株)）からご挨拶をいただいた。

この後、奥山専務理事が、日食協活動報告を行い、14時15分に賛助会員連絡会は終了した。



東北支部 賛助会員連絡会会場

卸は名脇役として機能を高め、評価と価値を高める

— 近畿支部 —



近畿支部総会 濱口支部長 開会ご挨拶

6月8日（月）午後1時より大阪市都島区の太閤園において近畿支部総会が開催されたが、これに先立ち午前中に大阪府食品卸同業会と合同で「日食協の事業活動報告会」が行われ奥山専務が報告を行った。

これは昨年から日食協の普及、啓発事業として近畿支部の賛助会員や同業会の皆さんに日食協の活動状況を説明しているもので、今回も120名以上の方に参加をいただいた。

支部総会は、事務局の野間道康氏（伊藤忠食品(株)）の司会進行で、最初に支部長の濱口泰三氏（伊藤忠食品(株)）が、次のように開会の挨拶を述べた。

「一年前は、いろんな原料の高騰から価格の値上げがされたが、今年は一変している。マスコミも経済情勢低迷、企業業績低下、雇用問題等々を取り上げ、消費者心理に大きなマイナスとなり、影響を与えている。家計支出の全ての項目が節約され、生活防衛の対象となっている。平成時代になって卸と密接な関係にある分野が大きく変化している。卸も変化に対応しなければ存続出来ない。日経の「経営の視点」の欄で卸が取り上げられた。「どっこい卸は生きている。流通革命の隠れた主役」中堅スーパーが非常に元気で成長しているのは、卸が支えているからという記事内容。卸は、生活者、メーカー、小売という主役を支える名脇役として機能を

高め、評価と価値を高めることを念じる。」

この後、事務局が定足数の確認を行い、支部長が、議長席に着いて議案の審議に入った。

①第1号議案 平成20年度事業報告の件 ②第2号議案 平成20年度収支決算の件及び監査報告（会計監事 山下 明（五大物産(株)）を事務局が報告し、いずれも拍手で承認された。

続いて、③第3号議案 平成21年度事業計画（案）の件 ④平成21年度収支予算の件を事務局から説明し、いずれも拍手で承認し閉会となった。



近畿支部・大阪府食品卸同業会合同報告会 会場

公益法人制度改革に向け、一層の団結を

—中国支部—

中国支部総会を6月9日（火）15時よりホテルグランヴィア広島に開催。中国支部事務局の磯田英之氏（中村角(株)）の司会進行で、最初に定足数と配布資料の確認を行い、ついで中国支部長の中村成朗氏（中村角(株)）が議長席について、開会の挨拶として公益法人制度改革の対応方針の現状について解説し、支部会員に一層の団結を訴えた。

その後、議案の審議に入り、①第1号議案 平成20年度事業報告に関する件 ②第2号議案 平成20年度決算報告に関する件を一括して事務局から説明し、監査報告を会計監事の碓 豊樹氏（国分(株)中国支社）が行い、いずれも承認された。

ついで、③平成21年度事業計画（案）に関する件 ④平成21年度収支予算（案）に関する件を一括して事務局が説明し、承認された。⑤第5号議案 役員改選に関する件は全員留任の意見が出され満場一致で承認された。



中国支部 中村支部長 合同研修会開会ご挨拶

続いて、15時30分より、会場を移して、賛助会員も加わって合同研修会が開催された。会に先立ち、中村支部長が挨拶して、研修会が始まり、最初に、奥山専務理事が、「本部活動報告」を行い、ついで講演会に入り、フロンティア・マネジメント(株)代表取締役 松岡 昌宏氏が「日本の流通業の実情とM&A時代の対応」という演題で講演した。先生は、問屋や商社といった中間流通が日本の小売業界の健全な競争を支えて、日本の物価安が実現されていると述べた。

終了後、懇親会を行い、開宴の挨拶と乾杯を副支部長の豊田直之氏((株)桑宗)が行い、中締めを碓 豊樹氏(国分(株)中国支社)が行って閉会した。



中国支部 総会会場

平成21年度 中国支部 新役員名簿

支部長	中村 成朗	中村角(株)	代表取締役社長
副支部長(県幹事)	大岡滋太郎	藤徳物産(株)	代表取締役社長
副支部長(県幹事)	豊田 直之	(株)桑宗	代表取締役社長
副支部長(県幹事)	角 博之	西中国国分(株)	代表取締役社長
幹事	江口 均	伊藤忠食品(株)	中国支店 支店長
幹事	前川 恭廣	明治屋商事(株)	中国支社 執行役員支社長
会計監事	碓 豊樹	国分(株)	中国支社 支社長

今後の活動の方向性を再確認

— 東海支部 —



東海支部 永津支部長 開会ご挨拶

6月17日(水)午後1時より名古屋観光ホテルにおいて「第31回定時総会」を開催した。事務局の山田将聖氏((株)中部飲食料新聞社)の司会進行で定足数を確認した後、支部長の永津邦彦氏(トーカン(株))が開会の挨拶を次のように述べた。

「食品業界を取り巻く状況も一層厳しさをましている。食品業界には安心・安全をはじめとして様々な問題があるが、日食協本部は卸やメーカー各社と協力し解決に向けた取り組みを行っている。今後も引き続き連携して

問題解決を目指していきたい。」

この後、支部長が議長席について議案の審議に入り、①第1号議案 平成20年度事業報告書承認の件 ②平成20年度収支決算書承認の件 ③平成21年度事業計画案承認の件 ④平成21年度収支予算案承認の件をいずれも拍手で承認し、⑤第5号議案 役員改選の件は、全員の重任を承認した。

全ての議案を審議した後、奥山専務理事から協会の事業活動の報告が行われた。

閉会に際して東海支部は、引き続き中部食料品問屋連盟と協力し加工食品の流通業界の発展を目指すなど、今後の方向性を再確認し13時45分に終了した。

その後、午後3時40分より中部食料品問屋連盟との共催による研修会が行われ、奥山専務理事から「日食協本部事業活動報告」、続いてスポーツジャーナリストの長田渚左女史を講師に迎え「トップアスリート達から何を学ぶか!」をテーマとした講演が行われ、競泳の北嶋康介選手の強さが紹介された。

また、講演終了後には「北嶋選手のような育成方法は他の選手でも有効か」等の質問にも応えていた。



東海支部・中部食料品問屋連盟合同研修会で
講演する長田渚左女史



東海支部 総会会場

平成21年度 新役員名簿

支部長店	(株)トーカン	代表者 永津 邦彦
副支部長店	(株)梅 澤	代表者 鈴木 重一
会計幹事店	西山商事(株)	代表者 西山 徹
幹事店	(株)北村商店	代表者 北村 篤司
同	三重国分(株)	代表者 坂本 潤一
同	伊藤忠食品(株) 東海営業本部	代表者 大釜 賢一
同	国分(株) 中部支社	代表者 佐々木 満

同	明治屋商事（株）中部支社	代表者 大澤 洋行
同	(株)菱食中部支社	代表者 小林 義典

メーカー・卸が一体となって問題の解決を

— 関東支部 —

6月23日（火）11時30分より東京大手町レベル21東京會館 オリオンルームに於いて、関東支部幹事会が開催された。昼食後、直ちに吉野芳夫関東支部長（(株)日本アクセス）の司会進行で議事に入り、午後から開催される定時総会の議案内容についての確認や各県ブロック代表から本部活動に対する要望事項等の意見が述べられた。

その後13時より会場をスタールームに移して定時総会が開催された。当日の内容を議事録から抜粋して以下に掲載する。



関東支部 吉野支部長 開会ご挨拶

定刻 奥山常任幹事の司会兼事務局の発声により開会。

冒頭 関東支部長吉野芳夫氏（(株)日本アクセス）より、次の如き挨拶がなされた。

吉野支部長挨拶

ご紹介頂きました支部長を担当しております日本アクセスの吉野でございます。

総会開催前に一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日はお忙しい中を、ご出席賜りましたことを厚く御礼申し上げます。また平素は当支部の会員の皆様そして特に賛助会員の皆様方には協会活動に対しまして、物心両面にわたりまして大変お世話になっておりますことを、あらためて御礼申し上げたいと存じます。

まずは、私自身 日食協の本体の副会長も仰せつかっておりますので、本部の活動もお知らせし、ご理解・ご協力をお願いしたいと思います。

当協会は昭和52年5月に設立致しまして今年で32年目になります。現在の会員数は、全国の有効卸150社、事業所会員148事業所、賛助会員として国内有力メーカー133社、合計434名の会員により構成された、我が国の加工食品卸売業の代表的な全国組織であります。

活動内容は、加工食品流通全般の近代化・効率化に関する調査研究、加工食品卸売業の構造改善の促進、加工食品流通の安定向上と生活者の利便に益することを目的として活動しております。

当関東支部は、53社・47事業所が加盟している最大の支部組織で、支部活動の中でも主に実践活動を主体に、中心的な役割を果たしております。

物流コストのアップ・センターフィ問題・物流の効率化等のハードな問題や消費者庁の新設・改正省エネ法・食品リサイクル法等ますます厳しくなる環境行政への対応、更には食の安心・安全対策等々、申し上げるまでもなく、卸を取り巻く環境は大変厳しい状況では有りますが、これらの課題を自らの問題と捉え、ひとつひとつ解決に取り組んでいきたい。

具体的には、継続事業としての物流費のコスト構造の調査分析業務の実施に加えて次の点に留意した活動を行う予定です。

- ① インフラ整備による食品流通の効率化促進
- ② 環境問題対応
- ③ コンプライアンス対応

デフレ基調への回帰やPB商品の増大傾向から適正流通価格の構築・維持にはメーカーと卸が一体となって問題解決に鋭意努力する。また、リサイクル法や食品ロスの観点から、返品問題等の実態調査も実施いたします。

本日お集まりの会員、賛助会員の皆様方のご理解を賜り、尚一層のご指導とご支援をお願いできれば有難いと思っております。

簡単であります、開会の挨拶に代えさせていただきます。

有難うございました。

続いて事務局が定足数の報告をし、支部規約により吉野支部長が議長席に着席した。

議長は議事録署名人として、伊藤忠食品株式会社殿とコンタツ株式会社殿を指名し、承認され、議事に入った。



関東支部 総会会場

第1号議案 平成20年度事業報告に関する件

第2号議案 平成20年度収支決算報告に関する件

議長より事務局に両案続けて説明する様指示があった。これを受けて事務局は、5月29日(金)に開催された本部の定時総会に於ける状況報告を含めて、会報Vol.159号と別冊レポート

「加工食品卸売業の“信頼性向上自主行動計画”～5つの基本原則～」、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を資料（別添）として次の如く報告を行った。

1. 本部活動報告

2. 関東支部

事務局より、具体的な活動状況として、① 概況、② 関東支部流通業務委員会活動報告、③ 関東支部の収支決算（前期繰越額2,257,282円、当期収入合計1,204,214円、当期支出合計1,546,489円、次期繰越収支差額1,915,007円、各予算費と内容概要）。

議長は会計監事吉田学文氏（明治屋商事(株)）に監査報告求め、吉田会計監事は「4月14日（火）に監査を行い、正確である事を確認した」旨を報告した。

議長は両案の質疑を求めたが無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

第3号議案 平成21年度事業計画案に関する件

第4号議案 平成21年度収支予算案に関する件

議長よりこの両案について、事務局よりを続けて説明する様に指示し、事務局はこれを受けて、別添の両案を資料とし、協会の事業計画を演繹して関東支部事業計画を策定し、担当別予定まで流通業務委員会で討議策定した計画案を説明した。

そして収支予算として前期繰越額1,915,007円、当期収入合計1,002,000円、当期支出合計1,905,000円の予算内容を説明した。

議長はこれについての質疑を求めたが、無かったので承認を求めた所、拍手で承認された。

第5号議案 一部役員変更の件

議長は、総会の前に開催した幹事会にて役員改選期ではないが、会社の都合により役員の変更案を検討したので、事務局に説明を求めた。



関東支部 幹事会会場

事務局より今期は役員の改選期ではないが、役員企業の人事異動により交代せざるを得ないことと後任の推薦があったので候補者リスト作成し、幹事会において承認を得たことを報告した。

議長は幹事候補者の就任の承諾の是非について会場に諮った所、拍手で承認された。

第6号議案 その他

議長は会場の出席者に問題提起を求めたが、無かったので、本日の総会が終了した事を告げた。事務局は閉会を告げた。14時15分であった。

関東支部 新役員名簿

(平成21年6月23日)

[社] 日本加工食品卸協会
関東支部 (敬称：略)

役員	社名	役職	氏名	備考
支部長	(株)日本アクセス	代表取締役会長	吉野 芳夫	留任
副支部長	国分(株)	常務取締役関東支社長・東北支社担当	北見 賢	新任
副支部長	廣屋国分(株)	代表取締役副会長	濱口吉右衛門	留任
副支部長	三井食品(株)	常務執行役員営業部門管掌役員補佐	川村 哲夫	留任
副支部長	(株)サンヨー堂	代表取締役社長	三枝 皓祐	留任
副支部長	(株)菱食	常務執行役員関東エリア代表兼東京支社長	中村 稔	新任
会計監事	明治屋商事(株)	執行役員東京支社長	吉田 学文	留任
幹事	日本酒類販売(株)	代表取締役社長	松川 隆志	留任
幹事	(株)ヤグチ	取締役執行役員原料部統括部長	佐々木 隆一	新任
幹事	伊藤忠食品(株)	東日本営業本部営業第一部部長	佐藤 保美	新任
幹事	(株)梅澤	執行役員関東支社長	牧野 和義	留任
幹事	コンタツ(株)	物流統括部部長	三角 悦雄	新任
幹事	(株)升喜	商品政策部長	秋庭 修	留任
幹事	(株)新潟リョーシヨク	代表取締役会長	高島 文治	留任
幹事	(株)マルイチ産商	取締役	仁科 圭右	留任
幹事	国見商事(株)	代表取締役社長	国見 悦朗	留任
幹事	関東国分(株)	代表取締役社長	小松崎 寿文	留任
幹事	ヤマキ(株)	代表取締役社長	山口 茂	留任
幹事	ユアサ・フナシヨク(株)	代表取締役会長	上田 弘	留任

幹事	関東国分(株)	代表取締役会長	大久保和政	留任
幹事	武田食品(株)	代表取締役社長	武田 興 光	留任
幹事	常洋水産(株)	取締役営業本部長	照 沼 泰 斗	留任
幹事	群馬県卸酒販(株)	代表取締役社長	萩 原 哲 夫	留任
常任幹事	日食協	専務理事	奥 山 則 康	留任

役員改選、全員重任

— 四国支部 —

7月2日(木)午前11時より、今年から会場をリーガホテルゼスト高松に移しての四国支部総会を開催した。

総会に先立って役員会、会員会を行い、事務局から当日の議案内容を説明し、本部からの連絡事項等を確認、また四国エリアの経営環境についての意見交換を行った。昼食後、12時30分より賛助会員も参加して支部総会を開催した。

最初に、事務局の渡辺国雄氏(旭食品(株))から配布資料の確認がなされ、ついで四国支部長の竹内克之氏(旭食品(株))が、開会の挨拶を述べた。

「企業を取り巻く環境は大きく変化した。個人消費が上向くことは考えにくく、民間の設備投資も抑えられる。したがって政府主導型で公共投資を前倒して、2, 3年分を一気に使うような構造になっている。将来的には借金が増える結果になりかねない。個人消費、民間の設備投資、公共投資の3つの輪が前に回りだしてはじめて日本経済の活力が出てくる。高速道路の値引きで高知県は交流人口が増えており、経済効果が期待されている。」



四国支部総会 竹内支部長 開会ご挨拶

ついで議案審議に入り、事務局から以下の案件について説明した。

①第1号議案 平成20年度事業報告と会計報告の件並びに会計監事の田中 尚氏(明治屋商事(株))からの監査報告 ②第2号議案 平成21年度収支予算の件 いずれも拍手で承認された。③第3号議案 役員改選の件は事務局から役員全員の重任を提案しこれも拍手で承認された。

その後、「本部活動報告」を奥山専務理事



講演する松岡 真宏氏

が行い、13時25分に総会は終了した。その後13時35分からフロンティア・マネジメント(株)代表取締役 松岡 真宏氏から「日本の流通業界の実情とM&A時代の対応」という演題で講演会が行われた。



四国支部 総会会場

平成21年度 四国支部 新役員名簿

支部長	竹内 克之	旭食品(株)	代表取締役会長
副支部長	枝松 孝	四国リョーシヨク(株)	代表取締役社長
監 事	夜久 正人	四国国分(株)	代表取締役社長
会計監事	田中 尚	明治屋商事 中四国支社 高松支店	支店長

共同体組織の必要性

－九州沖縄支部－



九州沖縄支部 本村支部長 開会ご挨拶

7月3日(金)午前11時よりANAクラウンプラザにおいて、九州沖縄支部の第61回幹事会が開催された。主要な議題は、午後開催される定時総会の議案に関する内容の確認であるが、研修会等の支部活動について各地域の代表の方々から具体的意見が多く出され有意義な幹事会となった。

昼食後、午後1時から第32回定時総会が開催された。

司会進行は、事務局の白土恵一氏(コゲツ産業(株))が担当し、最初に、定足数の確認をした後、開会の言葉を、副支部長の柳川 信氏(ヤマエ久野(株))が述べ、ついで支部長の本村 道生氏(コゲツ産業(株))が開会の挨拶を述べた。

「大きな変化の時代であり厳しい状況が続いているが、食品業界はその中でも比較的堅調と認識する。アメリカを代表するようなタイプの違う巨大企業が二つも経営破綻したのを見ると

今後日本の企業はどのような経営がいいのかと考える。社会には揺り戻しがあつて今は共同体意識の必要性を求める動きも出ている。厳しい競争社会においても日食協のようなお話し合いができる場、共同体の組織は必要であると考え。」

この後、本村支部長が議長席に着いて議事録署名人の選出をして議案の審議に入り、①第1号議案 平成20年度事業報告並びに収支決算報告書承認の件並びに会計監事の梶山 尚志氏

(三井食品(株))による監査報告 ②第2号議案 平成21年度事業計画並びに予算案承認の件をいずれも拍手で承認した。③第3号議案 (1)取引慣行改善に係わる地域活動の実態報告を福岡地区協議会の中村 隆氏(ヤマエ久野(株))が以下のように報告した。



福岡地区協議会代表 中村 隆氏の活動報告

1. 調達物流について

- ・現在13社の内5社で調達物流を行っています。調達物流を行う事により、各社に入ってくる路線便のトラック台数を削減できる。倉庫内での効率化が促進され入荷後のコストダウンにも繋がる。コストの問題等もあり、ここ一年進んでいなかったが、環境問題にも貢献できるので、メーカー様にも理解をいただきながら、今後積極的に検討したい。

2. 返品問題について

- ・返品については、大手量販店、スーパーが改善の方向にある中、依然として商習慣の違いからドラッグストアの返品率が改善されていないのが現状。今後は特に、ドラッグストアについて、情報交換を密にして先方への申し入れも協議しながら、返品率の低減に努めたい。
- ・メーカー様側から回収依頼に伴う返品が発生しておりますが、これについての問屋の費用負担についての意見交換を実施した。返品にかかる費用負担の対応については、問屋・メーカー様でバラバラである。問屋に起因しない返品については、今後、メーカー様のご協力をお願いしていきたい。
- ・これら返品問題については我々問屋にとっても、またメーカー様にとってもコスト増にもなる。環境問題への取組み、また食品ロスの削減の観点からも、今後とも返品率改善に向けて継続して検討していく必要があると考えています。



九州沖縄支部 総会会場

(2) 商品展示会特売会の本年度自粛の継続については、議長より本年度も自粛したい旨の説明があり、拍手で承認された。

以上で、全ての議案の審議が終了し、その後奥山専務理事から「日食協本部活動報告」がなされた。

14時30分から、(株)プリモリサーチジャパン 代表 鈴木 孝之氏に講師をお願いして「小売業界の現状と課題」という演題で特別講演が行われた。

特別講演会要旨

小売業界の現状と課題

(小売業の戦略の方向性と業界の動向)

(株)プリモリサーチジャパン 代表 鈴木 孝之

- ・ 景気底打ち宣言は時期尚早。
- ・ 消費は食品低価格商品に集中。
- ・ 世界経済危機で20世紀モデルは終焉
→大転換期で変革を迫られる。
- ・ 「電気自動車」に代表される「新産業革命」の進行で、産業構造が大きく変わる。
- ・ 21世紀の研究開発投資が向かうのは、①環境、エネルギー ②医療、ヘルスケア。
- ・ ドラッグストア・調剤薬局に注目。
- ・ 調剤併設ドラッグストアは、コンビニと並んで、ヘルスケアの「インフラ」に成長する可能性がある。
- ・ 小売業の「製造小売業化」が進む。
- ・ 商品開発、商品調達を軸に、グループ化、統合、再編が本格化する。
- ・ 売上高1兆円規模の巨大小売業が各分野に出現する。
- ・ 市場の成熟化、飽和感から、M&Aが活発化する。
- ・ 海外戦略、特にアジア、中国戦略が、新たな成長のために重要となる。



講演する鈴木孝之氏

PBは流通と小売業変革の起爆剤

熾烈な値下げ競争

- ・ 価格凍結宣言 → 円高還元 → PBの値下げ → PB + NBの値下げ
- ・ PBとNBの広範囲な商品に拡大。
- ・ 決め手はPB。

PBのインパクト

- ・ あらゆる小売業が商品開発に取り組む。PB開発は広範囲な商品に及ぶ。
- ・ 「価格破壊」が拡大し、「新価格体系」が浸透する。

- ・「サプライチェーン」の合理化、効率化が進む。
- ・「コスト構造」の透明化が進む。
- ・メーカーや生産者との「直接取引」が拡大する。
- ・小売業の「製造小売業化」が進む。
- ・製造小売業化が進んだ小売業は、「流通革新者」的性格を持つ。
- ・小売業の体質が変わり、強くなる。「国際競争力」が備わる。
- ・消費者の「価値観」と「生活感」の変化と合致する。

情報共有化の促進

—北海道支部—

7月7日(火)15時30分より京王プラザホテルに於いて北海道支部総会が開催された。

事務局の斉藤 諭氏((株)スハラ食品)の司会進行で、最初に定足数の確認を行い、支部長の村山圭一氏((株)スハラ食品)が議長席について早速議案の審議に入った。

①第1号議案 支部事業報告に関する件
 ②第2号議案 支部決算報告及び監査報告に関する件を一括して事務局が報告し、会計監査を会計監事の本間孝之氏(明治屋商事(株))が行い、両件を一括して拍手で承認した。

次いで③第3号議案 平成21年度支部事業計画(案)と④第4号議案 平成21年度支部事業予算(案)を事務局から報告し、これも拍手で承認された。⑤第5号議案 支部役員改選は事務局が、改選案を報告し承認された。⑥第6号議案 その他については、特に案件がなく支部総会は、終了した。

その後、賛助会員も参加して日食協懇談会が開催された。

開会にあたり村山支部長は、「今年気にしていることが3点ある。①日本経済の底入れ気配などの報道があるが本当かどうか、実感としては底打ちどころか日ごとに悪くなっている。②デフレで値下げ、安売り報道が多く、値下げ競争に巻き込まれていることも心配。③通販市場が8兆円規模となり、CVS、百貨店の市場規模を超えた。流通業界の私どもが気づかないうちにお客様が買う場所を変えていることは恐ろしいこと。本当の競争の相手は今の消費者の皆さんである。製配販が無駄な競争をせず、今まで以上に情報を共有してお客さんを向いてやっていく必要がある。」

ついで、ワーキンググループ代表の清水 道博氏(日本アクセス北海道(株))が支部活動状況と平成21年度の活動方針を報告した。続いて奥山専務理事が「日食協事業活動報告」を行っ



北海道支部総会 村山支部長 開会ご挨拶

た。この後、17時より、フロンティアマネジメント(株)代表取締役 松岡 真宏氏を講師にお招きして「日本の流通業の実情とM&A時代の対応」という演題で講演会が行われ、中間流通が日本の小売業界の健全な競争を支え、日本の物価安を実現していると述べた。

終了後懇親会行い、賛助会員世話人代表の須藤 宏氏（北海道味の素(株)が「厳しい食品業界、製・配・販の3層が力を合わせて明るく乗り切りたい。」と挨拶した。



北海道支部 講演する松岡昌宏氏

平成21年度 北海道支部 新役員名簿

支部長	村山 圭一	(株)スハラ食品	代表取締役社長
副支部長	山本 佳宏	日本アクセス北海道(株)	代表取締役会長
副支部長	宗像 修	国分(株)北海道支社	執行役員支社長
常任幹事	山口 利裕	(株)菱食北海道支社	執行役員支社長
常任幹事	杉田 昇	シュレン国分(株)	代表取締役社長
常任幹事	綱島 裕	北海道酒類販売(株)	代表取締役社長
常任幹事	太田 尚志	加藤産業(株)	支社長代行
会計監事	本間 孝之	明治屋商事(株)	北海道支社 支社長

北陸新支部長に荒木 章氏が就任

— 北陸支部 —

7月28日(火)午前11時からホテル日航金沢に於いて、北陸支部の総会に先立ち北陸支部役員会を開催し、支部総会の議案内容の確認や今秋に予定している支部の経営実務研修会の日程や講師の選定について意見交換を行った。

昼食後、北陸支部の会員卸・事業所会員卸全員が参加して北陸支部総会が開催された。

冒頭、荒木 章氏(カナカン(株))が開会の挨拶を行い、その中で役員改選の時機ではないが会社の人事異動に伴い支部長を交替することになった旨を報告し全員から了承を得た。

その後、新支部長が議長席について議案の審議に入った。最初に、出席者が全員自己紹介を行い、①第1号議案 平成20年度事業報告並びに収支決算報告と監査報告(会計幹事 奥野

潔氏（石川中央食品(株)）からの会計報告と幹事（監査）中塚賢一氏（明治屋商事(株)）からの監査報告） ②第2号議案 平成21年度事業計画並びに収支予算案について審議し、いずれも拍手で承認された。特に、今秋に予定される経営実務研修会の内容について話し合い、従来とは趣を変え研修会終了後に会員卸と賛助会員との懇親会を行うことを決めた。



北陸支部 荒木支部長 開会ご挨拶

全ての議案審議が終了後、奥山専務理事から本部事業活動報告を行い、本部に対する地域からの要請や食品卸の経営に関する意見交換を行った。

最後に副支部長の澤田 悦守氏（北陸中央王食品(株)）が「お互い利益の出る健全な業界にしよう。」と閉会の挨拶を述べて14時に終了した。



事業活動

第1回政策委員会・食品取引改善協議会を開催

－ 5月13日 －

平成21年度第1回目の政策委員会・食品取引改善協議会を5月13日（水）午前9時15分から日本橋精養軒会議室にて開催した。

議題は、4月23日（木）に行われた理事会の報告と公益法人制度改革に伴う新たな公益事業に関する検討、また当日行われる賛助会員幹事店会についての運営確認も行った。また、今回から会社の人事異動により一部メンバーが交替した。

政策委員会・食品取引改善協議会 委員名簿

(社) 日本加工食品卸協会
(社名50音順：敬称略)

	会社名	委員名	所属・役職	備考
○	伊藤忠食品 (株)	足立 誠	取締役・専務執行役員東日本営業本部長	
	加藤産業 (株)	多原 善雄	常務取締役東京本部長	
○	国分 (株)	成田 健	代表取締役副社長経営統括本部長	
	(株) 日本アクセス	今泉 忠也	取締役副社長社長補佐営業管掌	
	三井食品 (株)	川村 哲夫	常務執行役員営業部門管掌役員補佐	
	明治屋商事 (株)	佐藤 孝治	取締役専務執行役員営業本部長	
◎	(株) 菱 食	中嶋 隆夫	取締役専務執行役員加食営業統括	
	[社]日本加工食品卸協会	奥山 則康	専務理事	

◎印：委員長 ○印：副委員長

第8回 賛助会員幹事店会開催

－ 5月13日 －

第8回賛助会員幹事店会を、平成21年5月13日（水）午前10時30分より日本橋精養軒会議室にて開催した。

当日は、大手量販店の会合が予定されているのでいつもより開催時間を早めて変則的な時間帯での開催となった。

会議は、冒頭に当協会の政策委員長中嶋隆夫氏（(株)菱食）と賛助会員幹事店を代表して横山敬一氏（味の素(株)）からご挨拶をいただいた後、事務局の進行で議事に入り、(1)4月23日（水）開催の理事会報告として、平成20年度事業活動報告・平成21年度事業活動計画を説明、(2)賛助会員幹事店企業から、①市場動向を踏まえた対応策について ②PB戦略に対するスタンス ③新型インフルエンザ対策についてご発表をいただいた。

新型インフルエンザ対策として食品産業事業者は事業継続計画の策定を求められているが、ほとんどのメーカーは既に計画を策定しており、感染の状況に応じて現在業務が遂行されていることが報告された。



賛助会員幹事店会 会場

賛助会員幹事店会 出席者名簿

平成21年5月13日

社団法人 日本加工食品卸協会

(社名：50音順・敬称：略)

[賛助会員幹事店委員各位]

会社名	役職	氏名
味の素(株)	取締役常務執行役員	横山 敬一
カルピス(株)	営業統括部次長	村田 利衛
カゴメ(株)	代表取締役副社長	大嶽 節洋
キッコーマン(株)	取締役常務執行役員ナショナル・セールス・マネージャー	佐藤 幸男
キューピー(株)	取締役営業統括兼家庭用本部長	好村 博
サントリーフーズ(株)	取締役副社長	杉谷 行雄
日清フーズ(株)	取締役営業本部長	岩崎 浩一
日清オイリオグループ(株)	執行役員東京支店長	吉田 伸章
日清食品(株)	常務取締役営業本部長	三浦 善功
日本水産(株)	常温食品事業部課長	岡本 裕之
ネスレ日本(株)	常務執行役員営業本部長	芹澤 祐治
ハウス食品(株)	営業企画推進室長	大澤 善行
(株)桃屋	執行役員営業企画室室長	菅原 通之

[日本加工食品卸協会委員各位]

会社名	役職	氏名
伊藤忠食品(株)	取締役・専務執行役員東日本営業本部長	足立 誠
加藤産業(株)	東京本部長付部長	河野 賢二
国分(株)	代表取締役副社長経営統括本部長	成田 健
(株)サンヨー堂	取締役営業本部商品部長	小林 由朗
(株)日本アクセス	取締役副社長社長補佐営業管掌	今泉 忠也
三井食品(株)	常務執行役員営業部門管掌役員補佐	川村 哲夫
明治屋商事(株)	営業本部営業副本部長	山本 泰生
(株)菱食	取締役専務執行役員加食営業統括	中嶋 隆夫
日食協	専務理事	奥山 則康

第145回 ネットワーク検討会開催

－ 6月11日－

6月11日（木）午前10時より日食協会議室に於いて、第145回ネットワーク検討会が開催された。

当日の議題は、①日食協活動報告 ②EDIワーキンググループの活動報告 ③メーカーフーズ研究会の活動報告 ④情報システム関連の近況についての情報交換 ⑤ネットワーク検討会の運営についてであった。

ここ数年は年1回の開催となっていたが、メーカー、卸間において情報システムに関連する新たな課題が、いろいろ出てきており会議回数を増やすべきとの提言もあり次回開催を9月3日（木）午後1時30分に決定して閉会とした。

2009年度 ネットワーク検討会運営窓口企業

・卸代表	伊藤忠食品（株）	竹腰雅一	情報システム本部 副本部長
	明治屋商事（株）	大本二三浩	管理本部システム部 副部長
・メーカー代表	サントリービジネスエキスパート(株)	川端一彦	グループ情報システム部 部長
	森永乳業（株）	北條秀樹	情報システム部情報企画課 主任

「商品画像登録説明会」を開催

日食協標準仕様の徹底と画像登録要請

－ 7月23日－

ジャパン・インフォレックス（JII）、ファイネット、JII参加卸7社・アイテムイズ加盟卸6社及び(社)日本加工食品卸協会は7月23日、日本橋公会堂ホールで商品画像登録説明会を開催し、①商品画像流通の状況と今後の取り組み ②FDBまたはジャパン・インフォレックスへの商品画像登録依頼 ③酒類・食品業界における商品画像標準仕様 ④卸の商品画像活用事例について、酒類・加工食品メーカー153社（241名）に説明し、メーカー側に日食協画像標準仕様の徹底と、自発的な画像情報提供（登録）を要請した。

日食協が2007年6月に制定した酒類・食品業界標準画像仕様（Ver2.0）の運用開始以来、メーカー提供の画像情報が少なく、卸が費用を負担しているMDB（サイバーリンクス）を中心に流通しているのが実態であることから、現状を打開し、メーカー・卸間における一層の業務効率化と情報品質の向上を図るため、卸が必要とする商品画像を「FDB（ファイネット）またはInforexサイト（ジャパン・インフォレックス）へ主体的に登録していただくよう」メーカー側に働きかけるのが説明会の狙い。

日食協は本年度から情報システム研究会の下部組織として商品画像専門部会を新設し、外観画像のサイズエラーや棚割りサイズ未登録に伴う事実上の棚割画像不使用状態の撲滅、標準画像仕様（Ver2.0）の維持管理とその徹底など画像情報流通の最適化への取り組みを強化している。

各県ブロック動向

◆静岡食品卸同業会

静岡食品卸同業会は、6月5日（金）午後3時30分より静岡グランドホテル中島屋にて定時総会を開催した。

副会長の坪井 俊彦氏（(株)静岡メイカン）の司会進行で開会し、最初に、会長の山口 茂氏（ヤマキ(株)）が挨拶し、「一般的な経済状況を悲観して嘆くことなく、堅実な食品産業としてしっかりやっていきましょう。」と呼びかけた。

次いで議事に入り、平成20年度事業報告・会計報告・会計監査報告・平成21年度事業計画を審議し、全て拍手で承認された。

この後、奥山専務理事から「日食協の事業活動報告」がなされ、終了後懇親会が行われた。

◆神奈川県食品卸同業会

神奈川県食品卸同業会は6月25日（木）午後4時半より、横浜ロイヤルパークホテルにて定時総会を開催し、平成20年度事業報告・平成20年度会計報告及び会計監事報告・平成21年度計画案を全て可決し、役員改選も原案通り、会長店 国分(株)神奈川支社 執行役員支社長 田場 正美氏、副会長店横浜乾物(株)代表取締役社長 斉藤 米造氏等を承認した。

この後、奥山専務理事が「日食協活動報告」を行って総会を終了した。その後賛助会員も参加して、達川 光男氏（前 広島東洋カーブ監督）を講師にお招きして講演会が行われた。



平成 21 年 7 月
農林水産省総合食料局

**米穀等の取引等に係る情報の記録及び
産地情報の伝達に関する法律の具体的な運用方針（案）について**

I 取引等の記録・保存（トレーサビリティ）関係

1 対象品目（米穀等）について（法第2条）

（定義）

第二条 この法律において「米穀等」とは、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（米穀並びに薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除き、料理を含む。以下同じ。）であって政令で定めるものをいう。

トレーサビリティの対象となる「米穀等」については、「中間取りまとめ（制度の骨格）」での整理を基本として、法律上、トレーサビリティが義務付けされている米穀（もみ、玄米、精米、砕米）の他、以下のとおりとします。

① 主要食糧に該当するもの

米粉、米粉調製品（もち粉調製品を含む）、米こうじ、米穀をひき割りしたもの、ミール、米菓生地

② 米飯類

各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯等の米飯類（いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。）

（注）米飯類については、いわゆる「白めし」として一般消費者に提供されるもののほか、おかゆ、チャーハン、オムライス、カレーライス、ドリアなどご飯として提供される料理が対象となります。

③ 米加工品のうち、米穀又は米穀等が原材料中1位となる商品が大部分を占める品目

（注）例えば、もち、だんご、米菓（あられ、せんべい等）、米酢などが本法に基づくトレサや産地情報伝達の対象品目として設定することが適切であると考えられるものです。

なお、清酒などの財務省（国税庁）所管物資については、現在調整中です。

④ パン類、麺類、洋菓子類、パスタ類であって、米穀や米粉を特色ある原材料として用いていることを容器又は包装に表示してあるもの

2 取引等の記録について（法第3条、法第5条）

（取引等の記録の作成）

第三条 米穀事業者は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しをしたときは、主務省令で定めるところにより、その名称（指定米穀等にあつては、その名称及び産地）、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合における前項の規定の適用については、同項中「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡し」とあるのは、米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者にあつては「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しの委託」と、米穀等の譲渡しの受託をする米穀事業者にあつては「譲渡しの受託又は他の米穀事業者への譲渡し」とする。

（搬出、搬入等の記録の作成）

第五条 米穀事業者は、米穀等について搬出、搬入、廃棄又は亡失をしたときは、第三条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により当該行為について記録を作成しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その名称、数量、年月日（亡失をした場合であつてその年月日が明らかでないときは、時期）、搬出及び搬入をした場所（他の米穀事業者との間で搬出入をしたときは、相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした場所）その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、少量の米穀等について廃棄又は亡失をした場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

※ 本法に基づく取引の記録は、事業者間取引の際に求められるものであり、一般消費者への販売・提供の記録は不要です。

(1) 取引の記録については、紙媒体（帳簿など）又は電子媒体のいずれかで記録しなければならないこととします。

（注）実際の取引において取り交わされる伝票類であっても、(4)に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録義務を果たしたことになります。

(2) 記録は事業所毎に作成しなければならないこととします。

（注）ただし、本社での一括仕入れなどにより、記録が本社で一括管理されている場合において、各事業所から当該事業所の取引記録等を本社に照会すれば、その記録内容が速やかに確認できるような仕組みが予め講じられていれば、可とします。

(3) 記録は商品の種別、取引期間その他の性質に応じて、わかりやすく作成の上、分類、整理（日別、取引先別等）しておかなければならないこととします。

（注）本法の対象品目の取引だけを別に抜き出して整理する必要はありません。

(4) 取引を行っている場合の具体的な記録事項は、次のとおりです。

① 名称（取引において通常用いている名称を記載すること）

② 産地（指定米穀等のみ。）

(i) 産地が国内の場合には「国内産」や「国産」と、産地が外国の場合は、その国名で記載することとします。ただし、産地が国内の場合には都道府県名や一般的に知られた地名でも可です。

(ii) 産地が2以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載することとし、産地が3以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することができることとします。

(注) なお、米粉等の中間原料の製造業者は、供給先の事業者が最終製品に正しく重量順に産地を記載することができるよう、その求めに応じて、当該中間原料の原材料の情報（原料米等の産地別の使用割合が記載された規格書等）を提供するなど、正確な産地情報の伝達に向けた協力をするものとします。

(iii) (ii) の場合において、原料米の産地が特定できていても、原材料の産地別の使用順序が変動するような場合には、過去の使用割合に基づいて産地の順番を記載できることとします。この場合、「〇〇の産地は、当社における昨年度の取扱実績の多い順に記載しています。」、「原料米の産地は、〇〇及び〇〇ですが、その使用割合の順位は時期により変動します。」等の注意書きを添えることが必要です。

(注) ただし、当該商品に実際に使用していない産地を過去の実績として記載することは、優良誤認を招くおそれがあるため、過去の実績による記載をする場合でも、実際に使用している産地を記載することが必要です。

(iv) 外国で加工製造された場合であっても、原則として原料米の産地を記載することとなりますが、加工品（製品）で輸入された場合でその原料米の産地が明らかでないときは、当該加工品そのものの原産国を記載することとします。

この場合には、記載された産地がその原料米の産地でなく、加工品そのものの原産国であることが分かるようにすることが必要です。

(注) なお、上記 i ~ iv の内容について J A S 法に基づく原料原産地の表示方法の検討状況、検討結果に応じて、整合性を図ることが必要となる可能性があります。

なお、事業者間取引の際の産地情報の記録については、米穀（もみ、玄米、精米、砕米）、米粉、米粉調製品（もち粉調製品を含む。）、米こうじ、米穀を引き割りしたもの、ミール、米菓生地以外であつて、最終的な一般消費者販売用の容器包装に入れられ、かつ、当該容器包装に原料米の産地が印刷等により表示されているものについては、リパックや貼替え等による産地偽装が事実上困難との事情も考慮し、産地の記録を不要とします。

③ 数量（取引において通常用いている単位で記載）

- ④ 年月日（搬入又は搬出した日を記載。これにより難しい場合は、受発注をした日等でも可とします。）
- ⑤ 取引の相手方の氏名、又は名称
- ⑥ 搬入又は搬出をした場所
（注）搬入又は搬出をした場合のみ記載します。具体的には、自己の事業所、倉庫と他人の事業所、倉庫を問わず、その場所が特定できるよう、事業所、倉庫、工場等の場所の名称及び所在地を記載します。ただし、事業所（搬入又は搬出した場所）毎に記録事項が整理されている場合は「搬入又は搬出した場所」の記載は省略可とします。
取引に伴って商品が購入先から販売先に直接移動するような場合（自らの事業所を経由しない場合）には、「搬入した場所」に代えて「直行発送」等、自らの事業所に搬入していないことが分かるような記録をし、また、「搬出した場所」については、搬出した購入先の事業所を記録するか、それが困難な場合は、購入先の氏名又は名称を搬出先として記録すれば足りるものとします。
- ⑦ 用途限定されている米穀については、その用途を記入します。
（注）用途限定米穀とは、食糧法における米穀取扱業者の遵守すべき事項に用途限定米穀として定められている米穀を指し、米穀取扱業者が用途限定米穀を出荷・販売する際には、当該米穀が用途限定米穀であることが明らかとなるよう措置することが、別途、遵守すべき事項として義務付けされます。
- ⑧ 上記の取引等の記録後、着地変更、返品など、記載内容に変更等が生じた場合には、その都度、その変更内容が分かるように記録すること（別の取引として処理した場合は、最初の取引に加えて当該「別の取引」についても記録すること）が必要です。
- (5) 取引（売買）を行っていない場合でも、事業所間（自己の事業所であるか他人の事業所であるかを問わず。）で搬入、搬出を行い、米穀等を移動させた場合は、記録が必要です。この場合の具体的な記録事項は、(4)に準じて記載することとします。
（注）同一の事業所内での米穀等の移動については記録は不要です。この場合の「事業所」とは、一まとまりとしての機能を有した一団の場所をいうものとします。
（注）(3)、(4)、(5)の記録の義務がかけられるのは、法律上、米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者に限られており、単に運送や保管の事業を行う者は、記録の作成・保存の義務がかかりません（ただし、運送や保管の事業を行う者も、報告及び立入検査の対象事業者には含まれます。）。
- (6) (3)、(4)、(5)の記録を行うに当たっては、入荷したものと出荷したものととの対応関係（いわゆる内部トレーサビリティ）ができる限り明らかとなるように努めるものとします。
この場合、先入・先出の徹底を行う、加工記録とロット毎の入出荷記録などにより原料と製品の対応を明らかにするなどの対応に努めていただくこととな

4 努力義務について（法第7条）

（米穀事業者の努力）

第七条 米穀事業者は、第三条第一項及び第五条の規定による記録のほか、米穀等に関し、保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

米穀事業者において記録の作成・保存を行うよう努めるべき事項を例示すると以下のとおりです。

- ① 米穀の生産者、集荷業者の場合
農産物検査の結果、残留農薬検査の結果、米穀の保管状況（保管温度、湿度等）
- ② 飲食料品（米穀を除く）の製造業者
原料受入れ時の検品の状況、加工工程（加熱時間、温度等）、製品出荷時の検品の状況、原料及び製品の保管状況、品質に関する検査の結果、微生物など安全性に関する検査の結果
- ③ 流通業者
商品受入れ時の検品の状況、商品の保管状況

II 産地情報伝達について

1 対象品目（指定米穀等）について（法第2条）

（定義）

第二条

3 この法律において「指定米穀等」とは、その流通及び消費の状況からみて、米穀事業者及び一般消費者がその購入等に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるものをいう。

産地情報伝達の対象となる「指定米穀等」は、以下のとおりとします。ただし、飼料用、バイオエタノール原料用等の非食用に供されるものを除きます。

- ① 米穀及び主要食糧に該当するもの（トレサの対象品目と同じ）
 - a 米穀（もみ、玄米、精米、砕米）
 - b 米粉、米粉調製品（もち粉調製品を含む）、米こうじ、米穀をひき割りしたもの、ミール、米菓生地
- ② 米飯類（トレサの対象品目と同じ）

各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯等の米飯類（いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。）

（注）米飯類については、いわゆる「白めし」として一般消費者に提供されるもののほか、おかゆ、チャーハン、オムライス、カレーライス、ドリアなどご飯として提供される料理が対象となります。
- ③ 米加工品のうち、米穀又は米穀等が原材料中1位となる商品が大部分を占める品目（トレサの対象品目と同じ）

（注）例えば、もち、だんご、米菓（あられ、せんべい等）、米酢などが本法に基づくトレサや産地情報伝達の対象品目として設定することが適切であると考えられるものです。

なお、清酒などの財務省（国税庁）所管物資については、現在調整中です。
- ④ パン類、麺類、洋菓子類、パスタ類であって、米穀や米粉を特色ある原材料として用いていることを容器又は包装等に表示してあるもの（トレサの対象品目と同じ）

2 産地情報の伝達方法について（法第4条、第8条）

（米穀事業者間における産地情報の伝達）

第四条 米穀事業者は、指定米穀等について他の米穀事業者への譲渡しをするときは、主務省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該他の米穀事業者に伝達しなければならない。

2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の譲渡しをする場合における指定米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者についての前項の規定の適用については、同項中「譲渡し」とあるのは、「譲渡しの委託」とする。

（一般消費者に対する産地情報の伝達）

第八条 米穀事業者（他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。）は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の十三第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従って当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。

2 前項の場合において、米穀事業者が販売又は提供をする指定米穀等について、その産地の情報を一般消費者が知ることができるようにする措置として主務省令で定めるものがとられている場合であって、当該米穀事業者が、主務省令で定めるところにより、当該情報を知ることができる方法を当該一般消費者に伝達したときは、当該米穀事業者は、同項の規定による伝達をしたものとみなす。

(1) 流通上の伝達方法

① 事業者間取引の場合（法第4条）

産地情報の伝達方法については、取引時の伝票等への記載や商品に産地が記載されていれば、産地情報が伝達されたこととなります。

（注）伝票等：伝票以外に、納品書、規格書等も認めることとします。

② 一般消費者へ販売又は提供する場合（法第8条）

a 商品の容器又は包装に具体的な産地情報を記載することを基本とします。（法第8条第1項）

b また、小売販売店や外食店等の指定米穀等を販売または提供をしている場所において、メニュー、店内、店の入り口の看板等や、店内配布チラシ、ショッピングカード等に具体的な産地情報を記載することも可とします。（法第8条第1項）

(注) 産地情報伝達を行わなければならない場合は、法第8条第1項において、対象品目を一般消費者に小売販売する場合や料理として提供する場合とされており、学校、病院、刑務所等矯正施設、老人ホームなどでの食事は、基本的に一般消費者向けへの提供ではないため、対象外となります。ただし、これらの施設であっても児童・学生、患者、入所者等と同様に一般消費者に対しても広く食事を提供する場合には、対象となります。

c 出前の場合は、メニューやWebサイト等消費者が注文する際に分かる場所に記載することを基本とします。(法第8条第1項)

d a～cに掲げるもののほか、商品等にWebアドレスを記載し、当該Webにアクセスすることにより産地情報が入手できるようにすることも認めることとします。この場合、商品パッケージにその旨の記載が必要であるほか、Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにする必要があります。(法第8条第2項)

e また、同様の措置として、商品に「お客様相談電話」を記載し、当該電話番号に電話すれば、産地情報が入手できる手法も考えられますが、その場合には、単なるお客様相談電話でなく、「産地情報を入手するため」の照会先である旨の記載が必要となります。(法第8条第2項)

f さらに、対面販売や外食店において、店員に対して研修等を通じて対応マニュアルなどにより、適切な産地情報の伝達の実施について指導・徹底している場合、消費者の求めに応じて店員が産地情報を伝達することも認めることとします。この場合、店内等に「産地情報については、店員にお問い合わせください。」等の掲示が必要となります。(法第8条第2項)

g 上記e及びfの仕組みは、産地情報が正しく伝達されているかどうかの検証が可能な仕組みとする必要があるため、この対応を行う事業者は、対応マニュアルを定め、従業員が当該マニュアルに従って適切に対応できるための措置(周知徹底、教育研修)などを講じ、講じた措置の実績を記録しておく必要があります。

(2) 産地表記の仕方

Iの2の(4)の②に準じて行うものとします。

3 産地情報伝達の適用除外となるものについて（法第8条第3項）

（一般消費者に対する産地情報の伝達）

第八条

- 3 前二項の規定は、主務省令で定める規模その他の要件に該当する米穀事業者が指定米穀等（料理、酒類その他の主務省令で定めるものに限る。）について一般消費者への提供をする場合については、適用しない。

指定米穀等を提供する場合において、米飯類以外のものの提供の場合には、産地情報伝達は不要とします。

（注）提供とは、レストランなどで料理等として提供される形式を指します。

販売とは、小売店などで商品を販売される形式を指します。

（注）法律上、産地情報伝達については、対象品目を「販売」する場合には全て対象となりますが、「提供」する場合には、規模その他の要件によって、対象品目の一部の産地情報伝達の義務を免除することができる旨の規定となっています。

Ⅲ 法律の施行期日について

附則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第4条の規定 公布の日

2 第2条第3項及び第4項、第4条、第8条、第9条、第12条第2号及び第4号、次条並びに附則第6条の規定 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定の施行前に国内において譲渡し（譲渡しの委託を含む。）をされた米穀等及び当該米穀等を原材料とする飲食料品であって、指定米穀であるものについては、指定米穀等でない米穀等とみなして、この法律の規定を適用する。

法律の施行期日については、

- ① トレーサビリティ部分については、本制度の周知・準備期間を最大限措置することとして、22年10月1日とします。
- ② 産地情報伝達部分については、23年産米の流通前に施行することとして、23年7月1日とします。

—以 上—

21消安第3045号
21水漁第886号
平成21年6月26日

(社)日本加工食品卸協会会長 殿

農林水産省消費・安全局表示・規格課長
水産庁漁政部加工流通課長

水産物加工品の食品表示の適正化について

日頃から、水産物加工品の適正表示の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

調理冷凍食品、魚肉ソーセージ等の水産物加工品につきましては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）、調理冷凍食品品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1676号）、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1658号）等により、製造者、加工包装業者、輸入業者又は販売業者は、原材料名等の表示が義務付けられているところです。

このうち、水産物加工品の原材料名については、

- (1) JAS法に基づく加工食品品質表示基準において、最も一般的な名称を記載することとされ、また、JAS法に基づく個別の品質表示基準や日本農林規格が定められている場合は、その基準や規格に従って原材料名を記載すること
- (2) また、「魚介類の名称のガイドラインについて」（平成19年7月水産庁作成）において、生鮮魚介類の名称のルール（名称は、種に応じて、標準和名を用いること）を基本としつつ、品目特性に応じてその内容を最も的確に表し一般に理解される名称を記載すること

とされています。

また、特定の魚種名を一括表示欄外に強調して表示する場合については、その割合表示が必要とされ、内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示については、表示しないこととされています。

このような中、今般、冷凍食品製造・販売業の2社及び魚肉製品製造・販売業1社が、以下に掲げる行為を行っていたことが確認されました。

- (1) 調理冷凍食品（コロッケ）について、原材料に「ベニズワイガニ」を使用した

にもかかわらず、一括表示の原材料名に「ベニズワイガニ」と異なる種名である「ずわいがに」と表示し、また、商品名を「ずわいがにコロッケ」と表示して販売したこと

(2) 調理冷凍食品（めん類）について、原材料に「ベニズワイガニ」を使用したにもかかわらず、一括表示欄の原材料名に「ベニズワイガニ」と異なる種名である「ずわい蟹」と表示し、また、一括表示欄外に「ずわい蟹」を用いて「原材料配合割合（仕込時）：ずわい蟹 2%」と表示をして販売したこと

(3) 魚肉ソーセージ（特種フィッシュソーセージ）について、原材料に「ベニズワイガニ」を使用し、一括表示欄の原材料名には「紅ずわいがに」と表示したにもかかわらず、一括表示欄外に「ベニズワイガニ」と異なる種名である「ずわい蟹」を用いて「ずわい蟹 7%入（※原材料中の配合割合です。）」と表示をして販売したこと

このような行為は、JAS法の規定に違反する行為であるとともに、水産物加工品の食品表示に対する消費者の信頼を揺るがしかねない行為であり、遺憾であります。

食品の表示は、消費者の商品選択の拠りどころとなるものであり、その流通に携わる自らが適正な表示に努めていくことは、重要かつ基本的な取組であります。

農林水産省としては、今後とも、食品表示の監視・指導を徹底していくこととしておりますが、貴会におかれましても、このような行為が発生することのないよう万全を期すため、JAS法をはじめとする表示関連法令の内容について、会員等に対し今一度周知徹底を行い、法令遵守の意識の浸透を徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、別途、製造・販売関係団体及び都道府県担当部局に対し、同様に会員等への周知を依頼していることを申し添えます。

流通システム標準普及推進協議会が発足

—流通BMSなどの標準の維持管理がスタート—

流通システム標準普及推進協議会の設立総会が4月28日に開催され、会則、役員、事業計画などの案が承認された。役員として、会長に国立情報学研究所の浅野教授が、副会長に日本チェーンストア協会の井上専務理事と(社)日本加工食品卸協会の奥山専務理事が選任された。

本協議会は、経済産業省が2006年度～2008年度の3ヵ年実施した流通システム標準化事業の成果である、流通ビジネスメッセージ標準（流通BMS）などの標準仕様を、今年度以降も継続的に維持管理し、普及推進するために、当センター内に設立したものの。

標準仕様のユーザである製・配・販の業界団体や研究会44団体を正会員とし、システムの開発・導入をサポートするIT関連企業等83社を支援会員としてスタートした。（支援会員は5月14日現在、90社に増えている）

維持管理業務は4部会を中心に

標準の維持管理業務は、正会員からの変更要求の受付、対応策の検討と決定、仕様やガイドラインの改訂と公開までの一連の作業を指し、次の4つの部会を中心に活動する。

●メッセージメンテナンス部会

商品マスタデータを除く流通BMSのメッセージや各種ガイドラインに関する維持管理業務を行う。

●商品マスタデータ部会

商品マスタデータの授受に関する流通BMSのメッセージやガイドライン、および商品マスタデータ項目に関する維持管理業務を行う。

●物流システム部会

流通BMSメッセージと連携した物流ラベルと付帯帳票の運用ガイドラインに関する維持管理業務を行う。

●技術仕様部会

流通BMSの標準メッセージを通信回線で交換する際のネットワーク技術や情報処理技術に関するガイドラインの維持管理業務を行う。

なお、各部会の委員は、一定の要件を満たす正会員から十数名ずつの参加があり、5月20日に第1回部会を合同で開催し、活動を開始したところである。

11月にフォーラムを開催

本協議会活動のもうひとつの柱である普及推進業務は、協議会主催の下記のイベントを中心に行う。

○流通BMS講座

流通BMSのシステム導入の解説（導入編）を中心に、基礎編、生鮮編を織り交ぜてそれぞれ1日プログラムで定期開催する。

○普及セミナー

全国主要都市で、流通システム標準の説明を10月以降、半日プログラムで行う。

○フォーラム

11月に1日かけて、各種セミナーやパネルディスカッションのほか、支援会員による流通システム標準関連機器ソフト/ネットワークサービスの展示も行う。

○会報

5月から隔月で会報を発行する。

○広報普及資料

協議会の活動を紹介したリーフレットや流通システム標準を一般向けに分かり易く解説した概説書を作成する。

○ホームページの運営

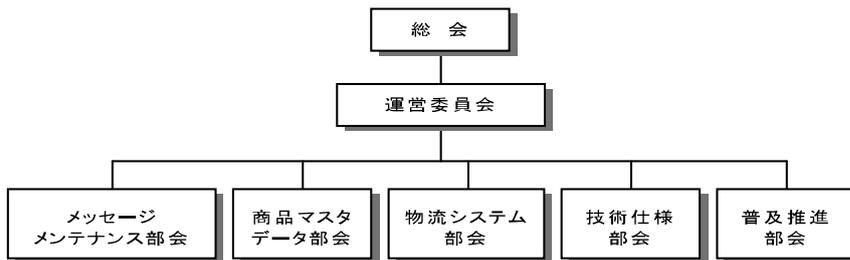
5月下旬を目処に協議会の専用ページを開設する。一般向けの公開ページと会員専用のページで構成する。

(入会に関する問い合わせ先)

(財)流通システム開発センター内 流通システム標準普及推進協議会事務局

電話 03-5414-8505 (研究開発部長 坂本尚登)

2009年度運営体制



流通BMS ロゴマーク
(商標登録出願中)

正会員一覧 (45団体)

【小売業団体】	(社)全国中央市場水産卸協会	日本歯磨工業会
全国医薬品小売商業組合連合会	(社)全国中央市場青果卸売協会	(社)日本レコード協会
(社)全国スーパーマーケット協会	(社)日本医薬品卸業連合会	酒類加工食品企業間情報システム研究会(F研)
(社)全日本薬種商協会	(社)日本加工食品卸協会	日本ハム・ソーセージ工業協同組合
日本スーパーマーケット協会	日本文紙事務器卸団体連合会	(社)日本衛生材料工業連合会
日本生活協同組合連合会	【製造業団体】	【その他】
(社)日本専門店協会	(財)家電製品協会	(財)食品流通構造改善促進機構
日本チェーンストア協会	(財)食品産業センター	全日本履物団体協議会
日本チェーンドラッグストア協会	(財)生活用品振興センター	(社)大日本水産会
日本百貨店協会	全日本菓子協会	有限責任中間法人 日本出版インフラセンター
(社)日本フードサービス協会	(社)全日本文具協会	食肉流通標準化システム協議会
(社)日本ボランティア・チェーン協会	(社)日本アパレル産業協会	(社)日本ドウ・イット・ユアセルフ協会
【卸売業団体】	(社)日本玩具協会	(社)日本ロジスティックスシステム協会
情報志向型卸売業研究会(卸研)	日本化粧品工業連合会	協同組合 ハウネット
全国菓子卸商業組合連合会	(社)日本スポーツ用品工業協会	日本GCI推進協議会
全国化粧品日用品卸連合会	日本石鹼洗剤工業会	
全国酒類卸売業協同組合	日本OTC医薬品協会	

(財)流通システム開発センター 流開センターニュース 第163号より転載

夏季の省エネルギー対策について

平成21年 5月25日

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

1. 世界的な経済危機からの脱出と地球温暖化防止という双方の要請に応えるためには、省エネルギー対策を着実に実施することが必要である。特に、オイルショック以降、大幅に増加した民生・運輸部門を中心としたエネルギー需要の増大への対策が課題となっている。また、新興国の経済発展による世界的なエネルギー需要の増大等を背景とし、化石燃料の市場価格が乱高下するなどエネルギー市場が不安定化しており、家庭、企業、地域など国民生活全般に対して、厳しいものとなっている。このような状況に対処するためにも、省エネルギーのより一層の推進が重要である。
2. 地球温暖化防止については、我が国は低炭素革命を世界に先駆けて実現するため、「低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日閣議決定）」を策定し、日本の温室効果ガス排出量を現状から2050年までに60%～80%削減するという長期目標を掲げ、革新的な技術開発や省エネ型機器、次世代自動車の普及などの基本的な取組を定めているところである。併せて、京都議定書第一約束期間における温室効果ガス排出量6%削減約束を確実に達成するため、京都議定書目標達成計画に基づいた各施策の着実な実施が強く求められている。

こうした中、平成20年5月に公布された「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正省エネ法」という。）では、事業者単位でのエネルギー管理が義務付けられており、中小規模の事業場を多く設置する事業者を新たに義務の対象に加えるとともに、事業者の経営判断に基づく効果的な省エネルギーの取組の推進を図っている。

改正省エネ法における事業者単位でのエネルギー使用量の把握に当たっては、新たにエネルギー管理を行うこととなる事業者等においても、簡易にエネルギー使用量を把握することが可能なように、エネルギー使用量の簡易計算等ができる補助ツールを提供する。
3. 政府としては、今般、エネルギー消費が増大する夏季に向けて、冷房中の室温28℃の徹底、照明機器の白熱電球から電球形蛍光灯への切替え、グリーン家電普及促進事業（エコポイント制度）*を活用した積極的な省エネ家電の買い換え、ESCO事業の導入促進、及び導入補助金等の活用を通じた積極的な太陽光発電システムの設置や環境性能に優れた自動車の導入を始めとする別添の「夏季の省エネルギー対策について」を決定することにより、その各項目に沿った省エネルギーの実践、省エネルギー普及広報の実施等を通じて、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組の推進を図ることとする。

